

別記様式（第5条関係）

議事録

会議の名称	令和4年度登米市農業委員会第3回総会																			
開催日時	令和4年6月27日(月) 午後1時30分 開会 午後2時50分閉会																			
開催場所	中田庁舎3階 旧議場																			
議長の名	高橋 清範 会長																			
出席者 (委員)の氏名	1番 岩淵 勉 4番 菅原 浩之 7番 柴崎 専一 10番 佐藤 治 13番 鈴木 泰子 16番 尾張 勝 19番 芳賀 秀二 22番 上野 栄公																			
	()は欠席委員、□は遅参委員、■は早退委員)																			
事務局職員 職氏名	説明員：農業委員会事務局 事務局長 遠藤 貞、事務局次長 小泉 一誠、局長補佐 長谷 勝 農地管理係 主幹兼係長 伊藤 裕美、主幹 佐藤 聰、主査 千葉 貴行、 主事 安保 智、主事 千葉 隆瑛 書記：農業委員会事務局 主幹兼農地管理係長 伊藤 裕美																			
議題	報告第8号 農地法第18条第6項の規定による届出について 報告第9号 使用貸借権の合意解約について 報告第10号 農地の現状変更届出について 報告第11号 農地法第3条の規定による許可書の返納について 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第21号 非農地証明願について 議案第22号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について 議案第23号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について 議案第24号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について 議案第25号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに 令和4年度最適化活動の目標の設定等について																			

会議結果	<p>議案第18号 申請のとおり許可することに決定した。</p> <p>議案第19号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第20号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第21号 願出のとおり証明することに決定した。</p> <p>議案第22号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第23号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第24号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第25号 原案のとおり決定した。</p>
会議の概要	下記のとおり
会議資料	<p>令和4年度登米市農業委員会第3回総会資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案書 ・議案説明資料 ・農地法第3条調査書 ・議案説明別冊資料 ・諸般の報告
発言者	議題・発言・結果
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ ・議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	<p>日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。 議事録署名委員は、会議規則第38条第2項の規定により、1番 岩淵 勉 委員、2番 佐々木 まき子 委員を指名します。</p>
議長	<p>日程第2、「会期の決定」を議題といたします。 お諮りします。本総会の会期は本日1日間としたいと思います。 これにご異議ございませんか。</p>
	《異議なしの声を確認》
議長	<p>異議なしと認めます。 よって本総会の会期は本日1日間とすることに決定しました。</p>
議長	<p>日程第3、「諸般の報告」を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>日程第4、報告第8号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p>

	《事務局説明》
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第8号を終わります。</p>
議長	<p>日程第5、報告第9号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
	《事務局説明》
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第9号を終わります。</p>
議長	<p>日程第6、報告第10号「農地の現状変更届出について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
	《事務局説明》
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第10号を終わります。</p>
議長	<p>日程第7、報告第11号「農地法第3条の規定による許可書の返納について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
	《事務局説明》
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第11号を終わります。</p>
議長	<p>日程第8、議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
	《事務局説明》
事務局	<p>本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第3条調査書」により確認しております。</p> <p>進行番号1番については、調査結果1となります。</p> <p>法第3条第2項第1号の「全部効率利用」については、譲受人は農作業の経験はあるが、自身の名義で農地を取得するのは初めてであり、農家の知人から指導を受けながら管理、営農する予定です。基幹作業については一部を作業委託し、</p>

	<p>耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第2号については、譲受人は個人であり適用はありません。</p> <p>第3号についても、譲託ではないため適用はありません。</p> <p>第4号の農作業への常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。</p> <p>第5号の下限面積については、空き家に附属した農地として指定を受けたもので、別段の面積を超えることから適用はありません。</p> <p>第6号の転貸禁止については、所有権の移転であり、転貸にはあたりません。</p> <p>進行番号2番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。</p> <p>また、第7号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりました。
議長	<p>ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。</p> <p>第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p>
1番委員	<p>1番 岩淵 勉 委員</p> <p>登米市農業委員会第2分科会に係る現地確認調査は、令和4年6月20日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。</p> <p>農地法第3条の進行番号7番については、別紙議案説明資料1ページから8ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、登米市中田町に居住する譲受人が、同じく中田町に居住する知人である譲渡人から、農業経営を始めるため、中田町石森地内の農地を譲り受け、耕作を行うものです。</p> <p>譲受人は、現在、農地を耕作しておりませんが、進行番号8番で賃借する農地と併せて営農を行うもので、保有している機械の能力などからみて、効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>進行番号8番については、別紙議案説明資料9ページから16ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、進行番号7番の申請人と同一人が、中田町に居住する知人から、中田町石森地内の農地を借り受けるものであり、進行番号7番で取得する農地と併せて50アールの要件を満たすことになります。</p>

	<p>基幹作業については作業委託するものの、農地の管理・経営については自ら行うとのことであり、許可については妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p>令和4年6月27日</p> <p style="text-align: right;">現地調査委員 4番 菅原 浩之 委員 5番 田島 幹雄 委員 1番 岩淵 勉 委員</p>
議長	調査報告が終わりました。
議長	地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくことにしておりましたが、支障等について自席で発言をお願いします。
議長	進行番号1番について、20番 小野寺 義幸 委員 《支障なしの声を確認》
議長	進行番号2番について、18番 三塚 芳毅 委員 《支障なしの声を確認》
議長	進行番号3番について、17番 芳村 忠市 委員 《支障なしの声を確認》
議長	進行番号4番について、19番 芳賀 秀二 委員 《支障なしの声を確認》
議長	進行番号5番について、13番 鈴木 泰子 委員 《支障なしの声を確認》
議長	進行番号6番について、11番 松野 秀郎 委員 《支障なしの声を確認》
議長	進行番号9番について、23番 門馬 一郎 委員 《支障なしの声を確認》

議長	進行番号 10 番について、5番 田島 幹雄 委員 《支障なしの声を確認》
議長	進行番号 11 番、12 番について、15番 五十嵐 幸喜 委員 《支障なしの声を確認》
議長	進行番号 13 番について、4番 菅原 浩之 委員 《支障なしの声を確認》
議長	地域との調和要件について支障等はないようですので、これより質疑を行います。
議長	質疑はございませんか。
19 番委員	事務局の方に確認なんですけれど、4番、登米の案件なんですけれども。場所も分かっていますし、調和要件も確認したんですけども、報告第8号で合意解約してから売買。これ、私の覚えでは、もともと小作している方がそのまま売買する時は、解約しなくても進められるっていう話を前に聞いていたと思うんですけども、この辺、教えていただきたいんですけども。
事務局	今回、進行番号 4 番につきましては、借り手の方がそのまま買われる 3 条の売買の契約申請になりますので、本来でありますら、解約の手続きは不要な案件でした。以上になります。
19 番委員	本来はしなくていいのを何でしたのか、っていうのを教えて欲しいんですが。しなければならない理由があったのかとか、そういうのがあれば。
事務局	確認いたしまして、事務の職員の理解の部分で、必要ない手続きでしたが解約の手続きをしてしまったということになります。
議長	必要ないのにした、と。事務局、その後は、後のことば支障は無いわけですね。
事務局	はい。
19 番委員	ただ今の説明では、しなくていいことをしたということなんですけれども、仮に同日に解約と両方やってしまったっていうんでしたら、まあ、手間暇もそんなにかかるないんでいいんですけども、最初に解約して、また後日、来てください

	いという形になった場合に、出し手、受け手の方々が、やはりそれだけ中田に来るというご足労をかけることになると、やはり色々と問題は出てくると思うんです。他の町域でもそういうのがもしあった場合、何だっけ、何回も農業委員会に行かせられた、とかいう声が聞こえるので、やはりそういう間違いとかはぜひ無くしていただきたいな、というのが要望です。
事務局	この度は、事務局の確認ミスと言いますか、取り扱いのミスというような形でございました。今後、こういったことが無いように、市民の皆様の立場に寄り添いながら、事務を進めて参りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。
議長	芳賀 秀二 委員さん、よろしいですか。
19番委員	はい。
議長	他に質疑はございませんか。よろしいですか。
	《質疑なしの声を確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議長	これから議案第18号を採決します。 お諮りします。 本案は申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。
議長	日程第9、議案第19号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について」、日程第10、議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を一括議題とします。
議長	事務局から説明を求めます。
	《事務局説明》
事務局	本議案に係る申請は、第4条申請が4件、第5条申請が13件です。適用法令等を確認したところ、農地法第4条第6項各号及び農地法第5条第2項各号の規

	<p>定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりました。
議長	<p>ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。</p> <p>はじめに、第1分科会の報告を登壇してお願ひいたします。</p>
	14番 浅野 和宏 委員
14番委員	<p>登米市農業委員会第1分科会に係る現地確認調査は、令和4年6月20日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。</p> <p>農地法第4条の進行番号1番については、別紙議案説明資料17ページから19ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に農機具格納庫としてビニールハウス4棟の設置及び通路を整備するもので、農地区分としては農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。</p> <p>また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徵し、やむを得ず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号2番については、別紙議案説明資料20ページから22ページに記載されているとおりです。</p> <p>請内容は、申請地に貸駐車場を整備するもので、農地区分としては農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>農地法第5条の進行番号1番については、別紙議案説明資料30ページから32ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、特定建築条件付売買予定地の造成をするものです。農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号2番については、別紙議案説明資料33ページから35ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に農家住宅及び農機具用倉庫を新築するもので、農地区分</p>

としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号3番については、別紙議案説明資料36ページから38ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に駐車場を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。

また、申請地の一部は既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徵し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号4番については、別紙議案説明資料39ページから41ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号5番については、別紙議案説明資料42ページから44ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に通路を整備するもので、進行番号4番の居宅の新築申請地への乗入口として整備し利用するものです。農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号6番については、別紙議案説明資料45ページから47ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号7番については、別紙議案説明資料48ページから50ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。

また、申請地の一部はすでに農外利用されていることから、申請人より顛末書を徵し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和4年6月27日

現地調査委員 17番 芳村 忠市 委員

18番 三塚 芳毅 委員

14番 浅野 和宏 委員

議長

次に、第2分科会の報告を登壇してお願ひいたします。

1番、岩淵 勉 委員

1番委員

農地法第4条の進行番号3番については、別紙議案説明資料23ページから26ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅の新築、物置、トイレ、通路を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。

また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徵し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号4番については、別紙議案説明資料27ページから29ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に農作業所、休憩所、倉庫を整備するもので、農地区分としては、農用地区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる、農業用施設が整備されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。

また、申請地は既に農業用施設として利用されていることから、申請人より顛末書を徵し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号8番については、別紙議案説明資料51ページから53ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に太陽光発電施設を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号9番については、別紙議案説明資料54ページから56ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を増築するもので、農地区分としては、農業の好況

	<p>投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号10番については、別紙議案説明資料57ページから59ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に隣接する宅地と一体的に利用するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号11番については、別紙議案説明資料60ページから62ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号12番、13番については、別紙議案説明資料63ページから65ページ、66ページから68ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に資材置場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされています。</p> <p>また、申請地の一部が既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徵し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p>令和4年6月27日</p> <p style="text-align: right;">現地調査委員 4番 菅原 浩之 委員 5番 田島 幹雄 委員 1番 岩淵 勉 委員</p>
議長	調査報告が終わりました。
議長	これより、議案第19号、議案第20号について、一括して質疑を行います。質疑はございませんか。
	《質疑なしの声を確認》
議長	質疑なしと認めます。

議長	これで質疑を終わります。
議長	これから議案第 19 号を採決します。 お諮りします。 本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 19 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」については許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。
議長	次に、議案第 20 号を採決します。 お諮りします。 本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 20 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」については許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。
議長	日程第 11、議案第 21 号「非農地証明願について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。
事務局	《事務局説明》 本議案に係る申請は、証明する要件を満たしていると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第 5 条ただし書きにより、現地調査を省略しております。
議長	これより質疑を行います。 質疑はございませんか。
	《質疑なしの声を確認》
議長	質疑なしと認めます。

議長	これで、質疑を終わります。
議長	これから議案第 21 号を採決します。 お諮りします。 本案は、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 21 号「非農地証明願について」は願出のとおり証明することに決定しました。
議長	日程第 12、議案第 22 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。
議長	本案件については、所有権移転が 7 件、利用権設定が 12 件、一括方式が 46 件となっております。
議長	所有権移転の進行番号 2 番が 委員 に関する案件ですので「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に該当します。 したがいまして、審議の進め方につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、本議案の審議につきましては、分離して行うことになりました。
議長	はじめに、「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号 2 番についての審議に入ります。
議長	本案件は 8 番 佐藤 瑛彦 委員 に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。
	《退場を確認》
議長	それでは、事務局から説明を求めます。
	《事務局説明》
事務局	本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促

	進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。
	《質疑なしのを確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議長	これから議案第 22 号の所有権移転の進行番号 2 番を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 22 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号 2 番は原案のとおり決定しました。
議長	8 番 佐藤 瑛彦 委員 の入場を許可します。
	《着席を確認》
議長	次に、議案第 22 号の「委員に関する以外の案件」について審議に入ります。
議長	事務局から説明を求めます。
	《事務局説明》
事務局	本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。
	《質疑なしのを確認》

議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 22 号の「委員に関する以外の案件」について採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
	《異議なしの声を確認》
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 22 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する以外の案件」は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>日程第 13、議案第 23 号「農地利用状況調査に伴う非農地判断について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
	《事務局説明》
事務局	<p>この案件につきましては、令和 3 年度の農地利用状況調査で 6 判定（山林原野化）と判定された農地をさらに精査した後に、土地の所有者宛に非農地の判断に係る事前通知書及び再利用の意向申出書を送付し、再利用の意向の申出があった農地を除外して、今回の議案としております。</p> <p>非農地と判定した場合には、土地所有者に対し、非農地通知書を送付し、市及び県、法務局へ非農地判定を行った旨を通知し、農地台帳を整理することになります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p>
	《質疑なしの声を確認》
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 23 号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は、原案のとおり非農地として決定することに、ご異議ございませんか。</p>

	《異議なしの声を確認》
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 23 号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」は原案のとおり非農地として決定することにいたしました。</p>
議長	<p>日程第 14、議案第 24 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
	《事務局説明》
議長	説明が終わりました。
議長	<p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p>
	《質疑なしの声あり》
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから、議案第 24 号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
	《異議なしの声を確認》
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 24 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>日程第 15 ぎ、議案第 25 号「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。</p>
議長	事務局から説明を求めます。
	《事務局説明》
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p>

議長	質疑はありませんか。 《質疑なしの声あり》
議長	質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。
議長	これから、議案第 25 号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 25 号「農令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について」は原案のとおり決定しました。
議長	以上で、本日の日程は、すべて終了しました。
議長	これで、令和 4 年度第 3 回登米市農業委員会総会を閉じます。

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和 4 年 6 月 27 日

議長(会長) 高橋 清範

議事録署名人 1 番 岩淵 勉

議事録署名人 2 番 佐々木 まき子